

## 瑞穂地区公民館運営規約

### (目 的)

第1条 瑞穂地区公民館(以下「本館」という)は、現代社会に適応する心身ともに健康で豊かな人間性と創造性に富んだ人づくりにつとめ、又住民一人ひとりの心の結びつきを深め、明るく住みよい活力ある地域づくりにつとめる。

### (事 業)

第2条 本館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 講演会、講習会、研修会の開催
- 2 各種大会、発表会、展示会の開催
- 3 各部落公民館の啓発および支援
- 4 同好会、団体の育成
- 5 調査および資料の作成
- 6 広報活動、情報資料の提供
- 7 社会教育関連事業への参加、協力
- 8 関係機関、団体との連絡、提携
- 9 その他本館に必要な事業

### (機 関)

第3条 本館に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 各部落区長 8名
- (2) 館長の委嘱した者 若干名

3 委員の任期は、前項(1)にあつては1年、(2)にあつては2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 運営委員会は、次にあげる事項について審議する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 事業および収支予算
- (3) 事業報告および収支決算ただし市費については報告のみとする。
- (4) その他本館の運営に関する重要な事項

5 運営委員会は委員の中から委員長および副委員長を各1名を互選する。

6 運営委員会は、年1回以上館長の要請により委員長が召集し開催するものとし、会議の議長は、委員長があたる。但し、委員長が欠け若しくは事故あるときは副委員長がこれを代理し、委員長、副委員長ともに欠けたる時は、館長がその職務を代理する。

第4条 本館に監事会を置く。

2 監事は、年度末決算書につき監査し、その結果について運営委員会に報告する。

3 監事は、2名とし、第3条2の(1)の前任の委員の互選により選任し、監事会を構成する。

4 監事の任期は1年とし、補欠監事の任期は前任者の残任期間とする。

第5条 本館に専門委員会を置く。

2 専門委員会は次の委員をもって構成する。

(1) 各部落より推薦された者

各部落とも次の項の専門部に各1名以上を推薦する。

(2) 館長の推薦した者

若干名

3 専門委員会は、第2条に掲げる事業の企画および円滑な実施運営を図るため、次の専門部を置き前項の委員をこれに当て、それぞれに部長、副部长各1名を互選する。

(1) 文化部

(2) 体育部

(3) 青少年育成部

(4) 女性部

4 専門委員会は、必要に応じて、館長が召集する。

5 専門部会は、必要に応じ部長が召集する。

6 専門委員の任期は1年とし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 本館の事業を遂行する為、特別委員会を設けることができる。

(館長および主事)

第7条 公民館に次の職員を置く

館長 1名

主任、主事、その他必要な職員若干人

2、前項の職員は非常勤とする事ができる。

第8条 館長の任期は、2年とし再任を妨げない。但し、任期途中で辞職した場合は前任者の残任期間とする。

(拠出金)

第9条 瑞穂地区内に居住する世帯は、地区公民館および部落公民館の振興をはかるため、公民館運営委員会が定める金額を賛助金として拠出するものとする。但し、生活保護世帯およびこれに準ずる世帯についてはこの限りではない。

(会計年度)

第10条 本館の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

(委任事項)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、公民館運営委員会の意見を聞き館長が別に定める。

附 則

この規約は、平成7年2月25日から施行する。

平成12年4月7日一部改正

平成14年12月13日一部改正

平成15年1月18日一部改正

平成17年4月1日一部改正

平成21年1月31日一部改正

平成28年4月16日一部改正